

# ○共同生活援助サービス費

基本部分		注		注				注													
		大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合														
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1)	(1) 区分6	(666単位)	大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合												
		(2) 区分5	(551単位)																		
		(3) 区分4	(470単位)																		
		(4) 区分3	(384単位)																		
		(5) 区分2	(294単位)																		
		(6) 区分1以下	(244単位)																		
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1)	(1) 区分6	(615単位)																		
		(2) 区分5	(499単位)																		
		(3) 区分4	(420単位)																		
		(4) 区分3	(333単位)																		
		(5) 区分2	(244単位)																		
		(6) 区分1以下	(199単位)																		
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1)	(1) 区分6	(582単位)							入居定員が8人以上×95/100 入居定員が21人以上×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上×95/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される月から4月目まで×70/100 5月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合						
		(2) 区分5	(466単位)																		
		(3) 区分4	(386単位)																		
		(4) 区分3	(300単位)																		
		(5) 区分2	(210単位)																		
		(6) 区分1以下	(171単位)																		
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体験利用)	(1) 区分6	(696単位)																		
		(2) 区分5	(581単位)																		
		(3) 区分4	(500単位)																		
		(4) 区分3	(414単位)																		
		(5) 区分2	(324単位)																		
		(6) 区分1以下	(274単位)																		
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(443単位)	大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合												
		(二) 区分5	(397単位)																		
		(三) 区分4	(363単位)																		
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(392単位)																		
		(二) 区分5	(345単位)																		
		(三) 区分4	(313単位)																		
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	(358単位)																		
		(二) 区分5	(312単位)																		
		(三) 区分4	(280単位)																		
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(3:1)	(1) 区分6	(1,104単位)													大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合
		(2) 区分5	(988単位)																		
		(3) 区分4	(906単位)																		
		(4) 区分3	(721単位)																		
		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(4:1)							(1) 区分6	(1,020単位)										
										(2) 区分5	(903単位)										
(3) 区分4	(821単位)																				
(4) 区分3	(637単位)																				
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(5:1)	(1) 区分6	(968単位)																		
		(2) 区分5	(851単位)																		
		(3) 区分4	(769単位)																		
		(4) 区分3	(585単位)																		
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体験利用)	(1) 区分6	(1,134単位)																		
		(2) 区分5	(1,018単位)																		
		(3) 区分4	(936単位)																		
		(4) 区分3	(751単位)																		
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(909単位)	大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合												
		(二) 区分5	(792単位)																		
		(三) 区分4	(711単位)																		
		(四) 区分3	(624単位)																		
		(五) 区分2	(459単位)																		
		(六) 区分1以下	(399単位)																		
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(825単位)																		
		(二) 区分5	(708単位)																		
		(三) 区分4	(626単位)																		
		(四) 区分3	(539単位)																		
		(五) 区分2	(373単位)																		
		(六) 区分1以下	(323単位)																		
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(773単位)																		
		(二) 区分5	(656単位)																		
		(三) 区分4	(574単位)																		
		(四) 区分3	(488単位)																		
		(五) 区分2	(323単位)																		
		(六) 区分1以下	(279単位)																		

(4)体験利用の場合	(一) 区分6	( 939単位 )	
	(二) 区分5	( 823単位 )	
	(三) 区分4	( 741単位 )	
	(四) 区分3	( 654単位 )	
	(五) 区分2	( 489単位 )	
	(六) 区分1以下	( 429単位 )	
	へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6
(二) 区分5			( 650単位 )
(三) 区分4			( 616単位 )
(2)世話人配置4:1の場合		(一) 区分6	( 611単位 )
		(二) 区分5	( 565単位 )
		(三) 区分4	( 532単位 )
(3)世話人配置5:1の場合		(一) 区分6	( 560単位 )
		(二) 区分5	( 514単位 )
		(三) 区分4	( 481単位 )
日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	( 604単位 )
		(二) 区分5	( 557単位 )
		(三) 区分4	( 524単位 )
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	( 519単位 )
		(二) 区分5	( 473単位 )
		(三) 区分4	( 439単位 )
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	( 468単位 )
		(二) 区分5	( 421単位 )
		(三) 区分4	( 388単位 )
日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	( 604単位 )
		(二) 区分5	( 557単位 )
		(三) 区分4	( 524単位 )
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	( 519単位 )
		(二) 区分5	( 473単位 )
		(三) 区分4	( 439単位 )
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	( 468単位 )
		(二) 区分5	( 421単位 )
		(三) 区分4	( 388単位 )


イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	( 244単位 )
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	( 199単位 )
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	( 171単位 )
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	( 114単位 )
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	( 274単位 )
(体験利用)	

入居定員が8人以上  
×90/100

入居定員が21人以上  
×87/100

世話人の員数が基準に満たない場合

減算が適用される月から2月目まで  
×70/100

減算が適用される月から4月目まで  
×70/100

3月以上連続して減算の場合  
×50/100

減算が適用される月から2月目まで  
×70/100

減算が適用される月から4月目まで  
×70/100

5月以上連続して減算の場合  
×50/100

減算が適用される月から2月目まで  
×70/100

減算が適用される月から4月目まで  
×70/100

3月以上連続して減算の場合  
×50/100

外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合

利用者全員について、1日につき5単位を減算

・受託居宅介護サービス費  
イ 所要時間15分未満の場合 95単位  
ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位  
ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位  
ニ 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	( 1日につき10単位を加算 )
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	( 1日につき7単位を加算 )
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	( 1日につき4単位を加算 )

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ( 1日につき41単位を加算 )

看護職員配置加算 ( 1日につき70単位を加算 )

夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	( 1日につき672単位を加算 )
		(2)夜間支援対象利用者3人	( 1日につき448単位を加算 )
		(3)夜間支援対象利用者4人	( 1日につき336単位を加算 )
		(4)夜間支援対象利用者5人	( 1日につき269単位を加算 )
		(5)夜間支援対象利用者6人	( 1日につき224単位を加算 )
		(6)夜間支援対象利用者7人	( 1日につき192単位を加算 )
		(7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	( 1日につき149単位を加算 )
		(8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	( 1日につき112単位を加算 )
		(9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	( 1日につき90単位を加算 )
		(10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	( 1日につき75単位を加算 )
		(11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	( 1日につき54単位を加算 )
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	( 1日につき112単位を加算 )
		(2)夜間支援対象利用者5人	( 1日につき90単位を加算 )
		(3)夜間支援対象利用者6人	( 1日につき75単位を加算 )
		(4)夜間支援対象利用者7人	( 1日につき64単位を加算 )
		(5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	( 1日につき50単位を加算 )
		(6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	( 1日につき37単位を加算 )
		(7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	( 1日につき30単位を加算 )
		(8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	( 1日につき25単位を加算 )
		(9)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	( 1日につき18単位を加算 )
ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	( 1日につき10単位を加算 )		

夜勤職員加算 ( 1日につき149単位を加算 )

重度障害者支援加算 ( 1日につき360単位を加算 )

日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1)日中支援対象利用者1人	( 1日につき539単位を加算 )	
		(2)日中支援対象利用者2人以上	( 1日につき270単位を加算 )	
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1)日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6	( 1日につき539単位を加算 )
			(二) 区分3以下	( 1日につき270単位を加算 )
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	( 1日につき270単位を加算 )
		(二) 区分3以下	( 1日につき135単位を加算 )	

自立生活支援加算 (入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)

入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	( 1回につき561単位を加算 )
	ロ 入院期間が7日以上	( 1回につき1,122単位を加算 )

帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	( 1回につき187単位を加算 )
	ロ 外泊期間が7日以上	( 1回につき374単位を加算 )

長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	( 1日につき122単位を加算 )
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	( 1日につき150単位を加算 )



	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき76単位を加算)
長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき40単位を加算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき50単位を加算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき25単位を加算)
地域生活移行個別支援特別加算		(1日につき670単位を加算)
精神障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)
強度行動障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき39単位を加算)
通勤者生活支援加算		(1日につき18単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×74/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×74/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×170/1,000
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×54/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×54/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×124/1,000
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×30/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×30/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×69/1,000
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十八(一)の90/100)
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十八(二)の90/100)
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十八(三)の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十八(一)の80/100)
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十八(二)の80/100)
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十八(三)の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×10/1,000
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×10/1,000
	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×23/1,000

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×18/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×18/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×20/1,000
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×15/1,000
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×15/1,000
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×16/1,000

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計